

16 社会福祉士^{*1}

西島 善久^{*2}

1. 社会福祉士とは

社会福祉士は、1987年5月に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく国家資格である。「社会福祉士及び介護福祉士法」では、社会福祉士を「専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者または医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携及び調整その他の援助を行うことを業とする者」とされている。

なお、社会福祉士は国家資格であるが、医師や弁護士のように有資格者以外はその業務を行ってはならない「業務独占」の資格ではなく、有資格者以外は社会福祉士という名称を使用することができないという「名称独占」の資格である。

2. 登録者数の推移、現在の男女比

制度開始当初の1989年の登録者数は177人であったが、2002年度以降は毎年度概ね1万人ずつ増加しており、2022年1月末日現在で260,626人が登録している。

男女の内訳は、男性89,196人、女性171,460人で、概ね1対2の割合となっている。

3. 資格制度と資格試験制度

社会福祉士資格を取得するためには、国家試験に合格し、登録機関に所定の項目を登録する必要がある。受験資格を得るためには、福祉系

大学等（4年）で指定科目を修めて卒業した者をはじめ、12の受験資格ルートが定められている（図1）。

2022年2月現在、国家試験は19科目からなる筆記試験で、通常毎年1回行われる。試験の実施及び登録事務は、公益財団法人社会福祉振興・試験センターが行っている。

なお、2021年度に導入された新カリキュラムの内容を踏まえ、2024年度から新試験が実施される予定である。

4. 従事する職域医療現場の典型例

社会福祉士の就労先としては、高齢者福祉分野が4割近くを占めている（表1）。社会福祉士が任用要件として定められている職場としては、地域包括ケアの中核機関である地域包括支援センターがある。そのほか福祉分野の行政機関や社会福祉協議会、社会福祉施設、事業所等が主となっているが、教育分野（スクールソー

表1 就労している分野の状況（％）

分 野	2020年度
高齢者福祉関係	39.3
障害者福祉関係	17.6
医療関係	15.1
児童・母子福祉関係	8.2
生活保護関係	0.7
生活困窮者自立支援関係	0.5
地域福祉関係	8.4
学校教育関係	1.0
就業支援関係	0.6
司法関係	0.4
行政関係	6.7
その他	1.3
（無回答）	0.1

^{*1} Certified Social Worker

^{*2} Yoshihisa Nishijima 公益社団法人日本社会福祉士会 会長

※公益財団法人社会福祉振興・試験センター「令和2年度社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士就労状況調査結果」から作成

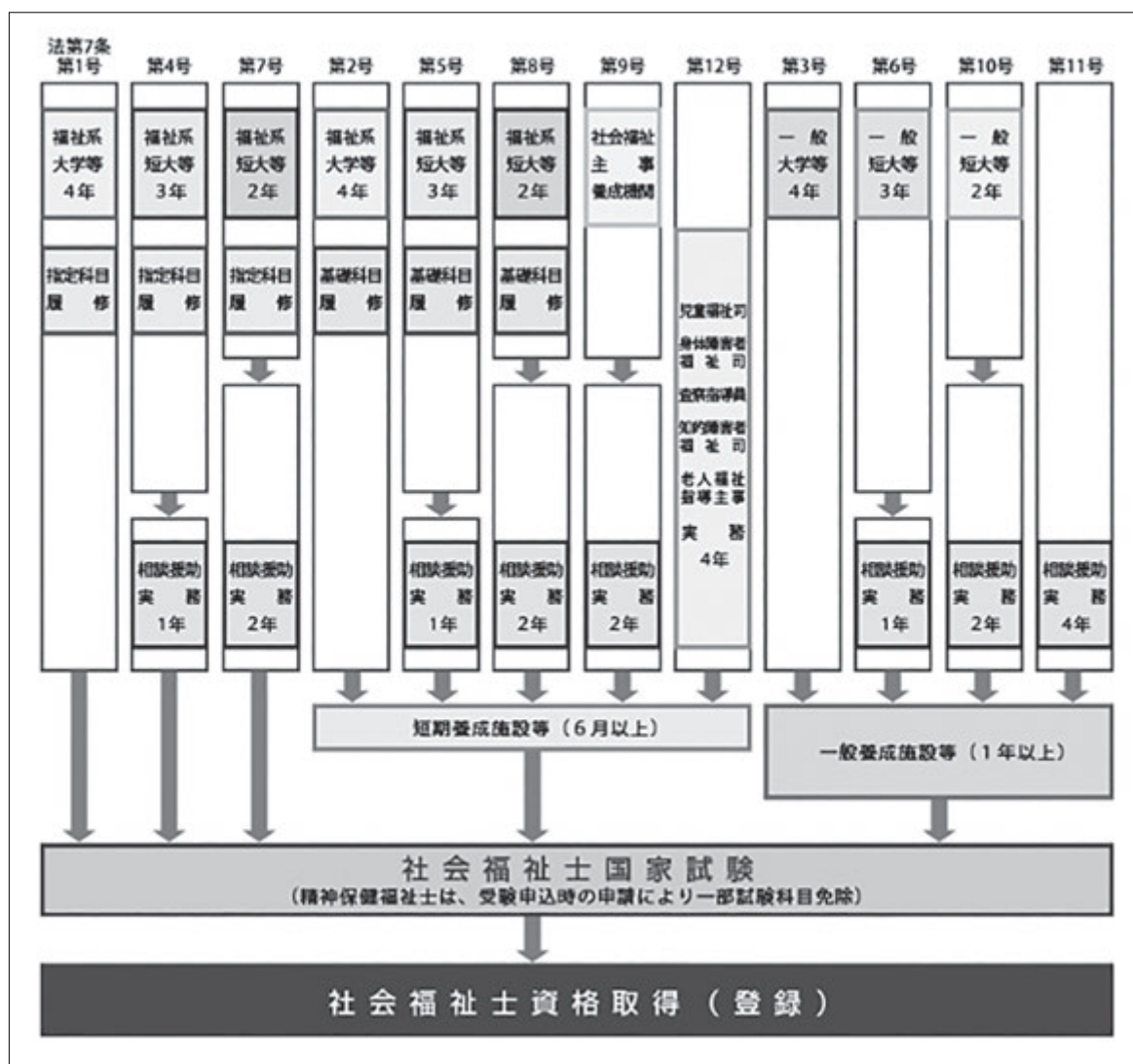


図1 資格取得ルート図

(出典) 社会福祉振興・試験センター

シャルワーカー）や、司法分野（地域生活定着支援センター，刑務所，保護観察所，更生保護施設，検察庁，など）の関連分野にも社会福祉士の任用の場は広がっている。

なお，成年後見人等として家庭裁判所に選任され，判断能力が不十分な者の身上保護に従事している社会福祉士も多く，2020年中に成年後見等が開始された事件のうち，5,437件（18.4%）を社会福祉士が受任している。

病院等の医療現場においては，医療ソーシャルワーカーとして，(1)療養中の心理的・社会的問題の解決，調整援助，(2)退院援助，(3)社会復

帰援助，(4)受診・受療援助，(5)経済的問題の解決，調整援助，(6)地域活動などを行っており，退院支援加算や介護支援連携指導料の算定要件となっている。

5. 卒後研修制度の有無，主なキャリアパス

資格取得後は，任意加入団体である各都道府県社会福祉士会・公益社団法人日本社会福祉士会が各種研修を実施している。

また，一定の研修の受講や実務経験，スーパービジョン等を要件として，認定社会福祉士認証・認定機構による認定社会福祉士・認定上級社会

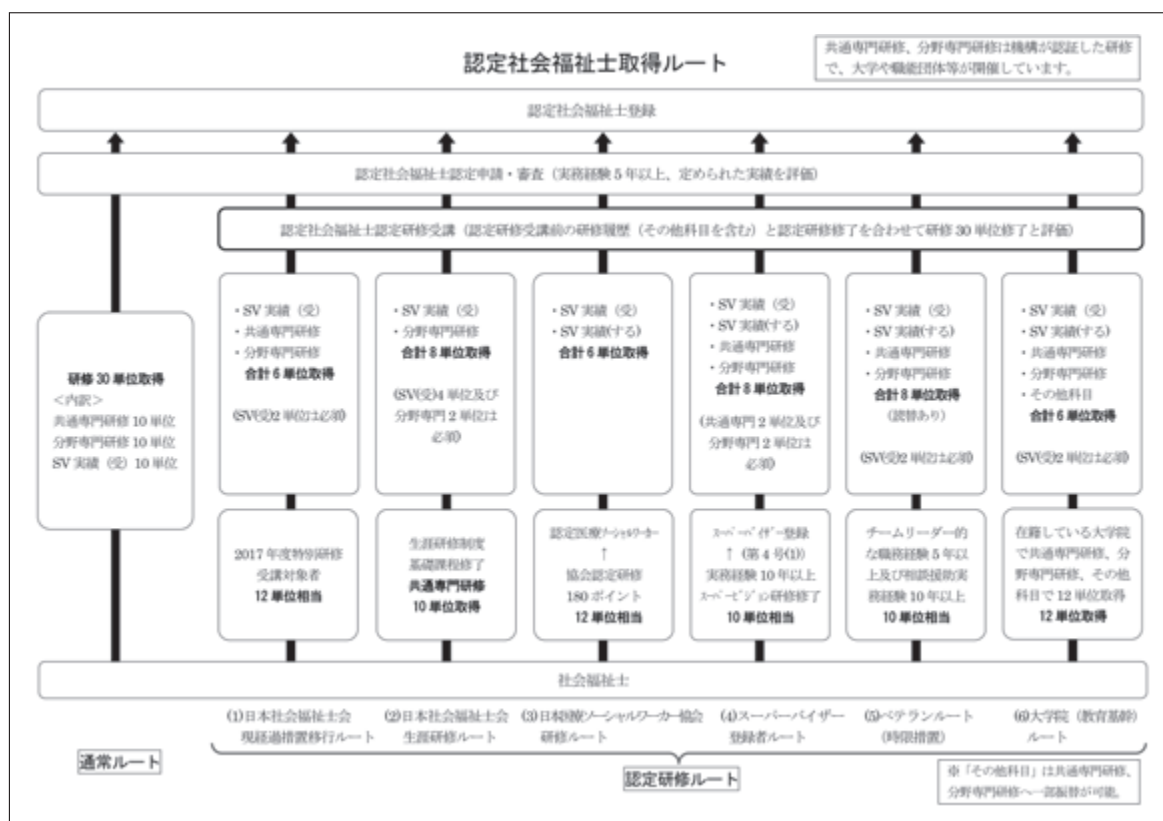


図2 認定社会福祉士の取得ルート

(出典) 認定社会福祉士認証・認定機構

福祉士を取得することができる。認定社会福祉士認証・認定機構は、認定社会福祉士並びに認定上級社会福祉士の認定、及び認定制度の対象となる研修を認証する、公正中立な第三者機関として設置されている。認定社会福祉士は、高齢、障害、児童・家庭、医療、地域社会・多文化の分野ごとに認定されるが、認定上級社会福祉士は、複数の分野にまたがる地域の課題について実践・連携・教育を行う。認定社会福祉士の取得ルートは、図2のとおりである。

6. 地域共生社会の実現にむけた 新カリキュラムがスタート

地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応するために、ソーシャルワークの専門職としての役割を担える実践能力を有する社会福祉士の養成を目指して、2021年4月から、新カリキュラムが導入されている（表2）。

主な改正内容は、「地域共生社会に関する科

目の創設」「ソーシャルワーク機能を学ぶ科目の再構築」「司法領域に関する教育内容の見直し・時間数の拡充」等とともに、地域における多様な福祉ニーズや多職種・多機関協働、社会資源の開発等の実態を学ぶことができるよう実習時間数、実習範囲が拡充され、2つ以上の実習施設で実習を行うこととされている。

表2 新カリキュラムの内容

社会福祉士養成科目 【見直し後】	一般養成 (時間数)	短期養成 (時間数)	大学等	
			指 定 科 目	基 礎 科 目
①医学概論	30		○	○
②心理学と心理的支援	30		○	○
③社会学と社会システム	30		○	○
④社会福祉の原理と政策	60	60	○	
⑤社会福祉調査の基礎	30		○	○
⑥ソーシャルワークの基 盤と専門職	30		○	○
⑦ソーシャルワークの基 盤と専門職（専門）	30		○	○
⑧ソーシャルワークの理 論と方法	60	60	○	
⑨ソーシャルワークの理 論と方法（専門）	60	60	○	
⑩地域福祉と包括的支援 体制	60	60	○	
⑪福祉サービスの組織と 経営	30		○	○
⑫社会保障	60		○	○
⑬高齢者福祉	30		○	○
⑭障害者福祉	30		○	○
⑮児童・家庭福祉	30		○	○
⑯貧困に対する支援	30		○	○
⑰保健医療と福祉	30		○	○
⑱権利擁護を支える法制 度	30		○	○
⑲刑事司法と福祉	30		○	○
⑳ソーシャルワーク演習	30	30	○	
㉑ソーシャルワーク演習 （専門）	120	120	○	
㉒ソーシャルワーク実習 指導	90	90	○	
㉓ソーシャルワーク実習	240	240	○	
合 計	1,200	720	23科目	15科目